



令和4年3月3日

各 位

会 社 名 カワセコンピュータサプライ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川 瀬 啓 輔
(コード 7851 東証第二部)
問合せ先 最高財務責任者 糸 川 克 秀
(TEL 06-6222-7474)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、令和元年10月8日に日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件通知書を受領した事実を厳粛に受け止め、今後、法令遵守により一層の徹底に取り組んでまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、遅くとも平成28年5月6日から令和元年10月7日までの間、日本年金機構が発注する特定データプリントサービス業務に関し、独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）に該当する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認すること、同様の違反行為が今後行われないように必要な措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 1,840万円
納付すべき期限 令和4年10月4日

3. 今後の対応

当社は、このたびの排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、これまで進めてきた再発防止への取り組みの一層の強化を図ってまいります。全役員・従業員に対し、談合の根絶を宣言するとともに、定例に行っておりますコンプライアンス研修を通じ法令遵守について、更に周知させてまいります。

また、独占禁止法をはじめとする法令遵守に関する社内外研修、モニタリング、内部通報体制等の強化・充実を図ってまいります。

4. 業績に与える影響

当該課徴金が令和4年3月期の業績に与える影響につきましては、令和3年11月11日に公表いたしました「令和4年3月期 第2四半期決算短信」のとおり、1,840万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上済みであります。

以 上